

アルペン競技会公認規程

第1条 この規程は、競技本部規程第1条第7号に基づき、アルペン競技会の公認手続きに関することを定める。

第2条 公認競技会の開催は、本連盟又は加盟団体の主催によるものでなければならない。

第3条 公認競技会の開催の公認を申請するときは、加盟団体単独の主催の場合は、直接行うものとし、所属団体と加盟団体の共催の場合は、必ず加盟団体を通じて行わなければならない。

第4条 公認競技の種目については、任意であり、特に制限は設けないが、ダウンヒル（DH）、スラローム（SL）、ジャイアントスラローム（GS）、スーパーG（SG）、スーパーコンバインド（SC）、コンビ（KB）を原則とする。

第5条 公認競技会の申請は、毎年4月末日までに所定の形式を整えて手続きしなければならない。ただし、F I Sレースについては、別に定める。

2 未公認施設・コースを使用する場合は、同時に同競技会関係施設の公認手続きを行うものとする。

第6条 公認競技会は、本連盟によって公認された施設・コースでなければ開催することができない。

第7条 公認競技会の参加者資格の基準は、次の各号に掲げる各競技会ごとの分類によって決定する。

- (1) 全日本スキー連盟A級公認規程（アルペン種目細則）
- (2) 全日本スキー連盟B級公認規程（アルペン種目細則）
- (3) 全日本選手権アルペン競技出場資格（別に定め年度当初に公表）
- (4) F I Sレース（別に定める）

第8条 公認競技会には、本連盟から技術代表（TD）1名を派遣し、その他の競技役員は、必要に応じて派遣する。必要な経費は、主管団体が負担するものとする。

2 全日本選手権、国スポ、F I Sレースにおける競技役員は本連盟より必要に応じて、指名するものとする。

3 B級公認競技会における競技役員は、アルペン競技会B級細則による。

第9条 公認競技会の公認は、本連盟公認委員会において審査し、理事会の承認を受ける。

2 公認競技会の承認決定後に、追加又は変更する場合は、次の各号に掲げる公認料を納入しなければならない。

- (1) 当該年度の公認競技会の承認決定後に追加公認競技会として承認された場合は、追加公認料は、第10条に定める公認料の2倍の額とする。
- (2) 当該年度の公認競技会の承認決定後に日程又は競技種目の変更が承認

された場合は、変更公認料は、第10条に定める公認料の二分の一の額を追加納入する。

第10条 公認料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。

2 公認料は、理事会の承認を受けてから30日以内に納入しなければならない。

3 公認証の交付は、公認料納入後直ちに行い、納入された公認料は返却しない。

第11条 公認競技会では、主催団体が、大会傷害保険等に参加しなければならない。

2 公認競技会に参加する選手は、競技者登録を完了し、スポーツ傷害保険又はこれに準ずる保険に参加しなければならない。

第12条 公認競技会の成績は、本連盟の制定する本連盟ポイントリストの対象となり、ランキングの資料となる。

第13条 公認競技会の公式成績表及び必要な書類（電子化又はPDF）は、アルペン技術運営委員会が定めるところ（全日本スキー連盟事務局、本連盟データバンク、SAJアルペンセクレタリー、主催加盟団体）に報告しなければならない。

第14条 本連盟アルペン種目公認については、A級、B級及びユース競技会を公認する場合、各加盟団体が本連盟の定める期日までに申請し、理事会承認を得なければならない。

2 積雪不足、その他のアクシデントにより前項の大会要項どおり、大会が実施できないと当該組織委員会において判断した場合は、アルペン技術運営委員会委員長に速やかに報告し、中止又は変更の措置の指示を受けるものとする。

第15条 B級及びユース競技会を公認した場合、本連盟ポイントの対象となり、ペナルティーポイントはミニмумペナルティーを下回ってはならない。また、ユース競技会ではマキシмумペナルティーを超えてはならない。ただし、ミニмумペナルティー及びマキシмумペナルティーは本連盟データバンクよりポイントリスト発行ナンバーごとに設定される。

第16条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

附則 アルペンのユース競技会は、チルドレン競技会を含むものとする。

平成27年12月15日 改正

令和5年9月29日 改正